

令和6年12月19日

支出負担行為担当官代理
防衛省大臣官房会計課
会計課長 河口 健児
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
広-A-005、 広-B-015、 広-I-020	市ヶ谷記念館レイアウト変更役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年1月20日（月）11：15
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月16日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（5）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（6）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

仕様書			
件名	市ヶ谷記念館レイアウト変更役務	作成年月日	令和6年12月5日
		作成課	大臣官房広報課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省市ヶ谷記念館のレイアウト変更に係る各種作業役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。なお、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

- a) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）
- b) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）
- c) IT利用装備品及びIT利用装備品等の関連役務の調達におけるサプライチェーンリスク対応について（通知）（装管調第807号。3.1.21）
- d) IT利用装備品及びIT利用装備品等の関連役務の調達におけるサプライチェーンリスク対応への対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第808号。3.1.21）

2 本役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、防衛省市ヶ谷記念館レイアウト変更（展示室1の展示パネル等撤去、展示室1への会議テーブル・イス設置、大講堂前へのカーペット敷設、記念館玄関への状況監視装置（屋外カメラ）設置）を実施するもの。

2.2 一般的事項

本役務に関する一般的事項は以下による。

- a) 輸送物品、配線設置状況の確認、搬出・搬入経路の確認等のため、事前調査を実施することができる。
- b) 官側が示す設置対象物品は2.3.1のとおりとし、契約相手方で用意するものとする。
- c) 室内配置については、別図第1から別図第6を基準とし、官と調整して実施するものとする。
- d) 展示室1に設置されている展示用パネル(国有財産)及び棚2台（別図第3）は、廃棄することとする。また、壁内設置済みの電源設備は、契約相手方が撤去又は絶縁処理した上でカバーをかける等の安全を確保する処置をするものとする。

撤去後のスペースに会議用テーブル及び会議用イスを設置する

- e) 大講堂前に敷設するカーペットについて、10.6m×3.8m（記念館見学者の動線）の範囲（別図第4）に敷設するものとする。
- f) 玄関（車寄せ）へ状況監視装置（屋外カメラ）を1台設置する（別図第6）。当該映像情報は、レコーダー（TOA AH-R104PS1(小型レコーダー 1TB 電源供給付)）に送信可能であるものとする。
- g) 搬出入に先立ち、施設の床、壁等の養生を行うものとする。また作業終了後、保護材及び施設の養生に使用した資材は取り外し、契約相手方がすべて回収する。
- h) 契約締結後速やかに官と調整の上、搬出入手順等の細部を定めた作業工程表及び役務責任者・作業

員名簿を作成するものとする。

2.3 役務内容

役務の内容は以下による。

2.3.1 会議用テーブルの設置等

設置対象物品は表1のとおりとする。

表1-設置対象物品

対象物品	規 格	数 量	備 考
会議用テーブル	コクヨ KT-S1001 PAW NN イトーキ THN-186LX1-W9W9 又は同等以上のもの(他社の製品を含む)	2 台	
会議用イス	コクヨ CK-160C VZ64-VN イトーキ KLC-958PVZ5W8B2 又は同等以上のもの(他社の製品を含む)	8 脚	
カーペット	サンゲツ ELR-1438 東リ BT9225 又は同等以上のもの(他社の製品を含む)	一式	10.6m×3.8m(記念館見学者の動線)の範囲
屋外カメラ	TOA AH-C1810-3 又は同等以上のもの(他社の製品を含む)	1 台	

屋外カメラは、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.3.1.1 カーペットの仕様

カーペットは階段側面を含め敷設し、階段側面の滑り止めは、金具を使用すること（別図第5）。

2.3.1.2 搬出、一時置き場及び搬入場所

別図第1及び別図第4を基準とする。

2.3.1.3 本作業に対する要求

- 重量物については、十分な対策を施したうえで搬出・搬入作業を行う。
- 物品等の搬入場所で別表及び作業工程表に基づく数量確認を実施するものとする。

2.4 実施場所

東京都新宿区市谷本村町5-1（防衛省市ヶ谷地区市ヶ谷記念館）

2.5 役務日

作業期間は、令和7年3月11日（火）から同年3月31日（月）の21日間を基準とし、契約締結日から令和7年3月31日（月）までの間の、官の指定する日（土日祝日含む。）とする。

2.6 役務時間

08：30から17：15までの間を基準とする。ただし、役務時間を延長する場合、官と調整を行うものとする。

3 検査

本役務に関する検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

4 その他の指示

4.1 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行に当たって必要な場合、官が認める範囲内及び本役務期間内において、次に示す官の支援を無償で得ることができる。

- a) 防衛省内における電力、水、スペース等の使用
- b) 防衛省内における施設の利用
- c) 防衛省内における官の保有する関連器材の使用
- d) その他、官が必要と認めた事項

4.2 提出書類

提出書類は表2のとおりとする。

表2－提出書類

番号	品 名	数量	提出時期	提出先	種類	書式
1	作業工程表	2 部	契約締結後速やかに	大臣官房広報課	紙	適宜
2	役務責任者・作業員名簿					
3	展示用パネル撤去後の図面（別図第7）		終了後速やかに			
4	役務完了報告書					
5	マニフェストの写し	1 部	処理後速やかに			

4.3 情報の保全

契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

4.4 撤去物の処理

撤去物については、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等関係法令に基づき、適正に処理するとともにマニフェストの写し等を官側へ提出する。

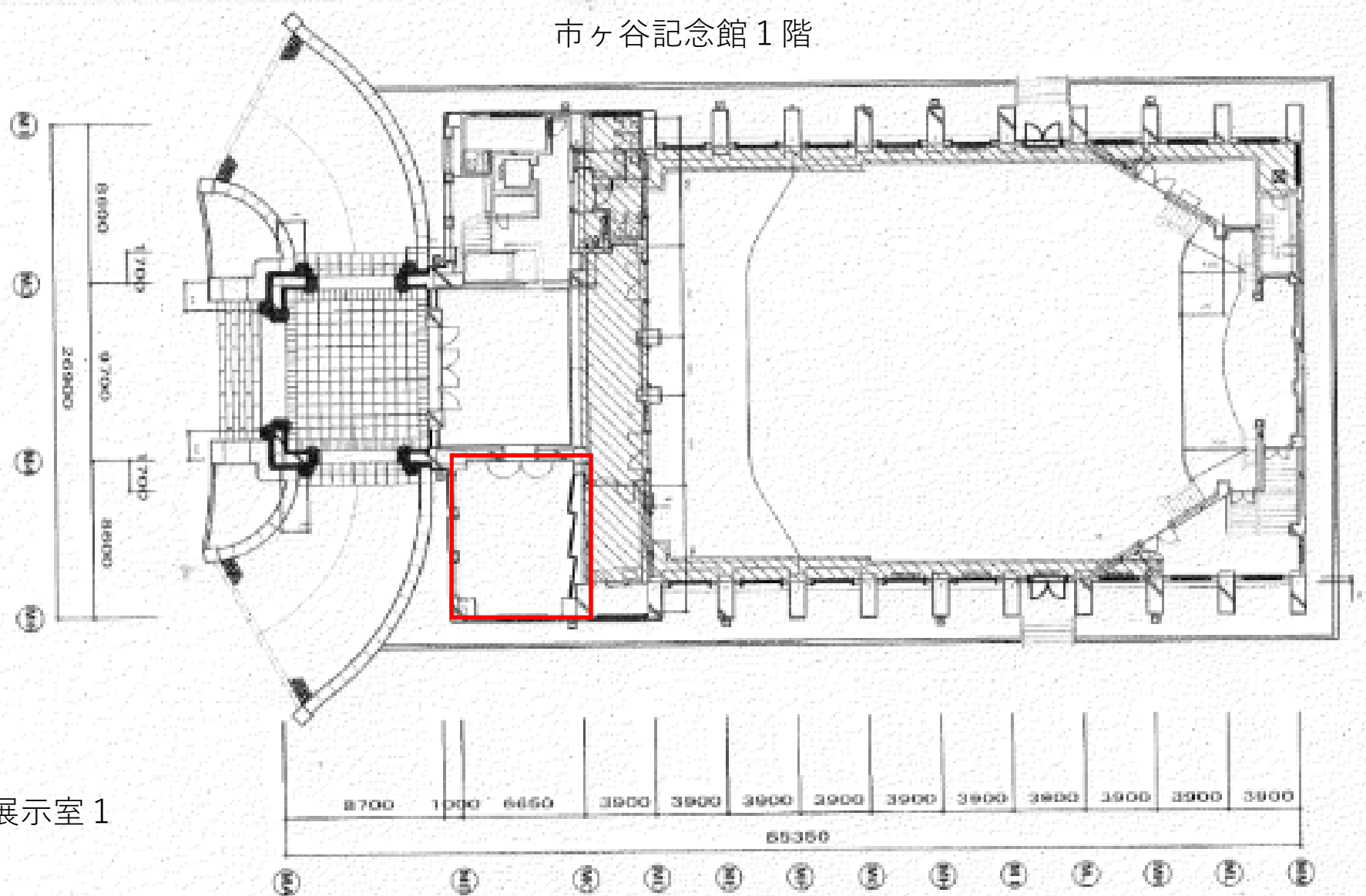
4.5 その他

- a) 本役務の実施に必要な資材（段ボール、ガムテープ、折り畳みプラコン、保護材等）は、**4.1**により官の支援が得られるものを除き、契約相手方が準備するものとする。
- b) 本役務を実施するにあたり、養生等必要な措置を講じるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合、官に報告のうえ契約相手方の責任において速やかに修復するものとする。
- c) 本役務の実施にあたっては、同時期に履行される関連作業等の相手方と相互に調整し、良好かつ安全に実施できるよう留意するものとする。
- d) 本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準（令和5年12月22日変更閣議決定）」を満たすものであること。
- e) この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

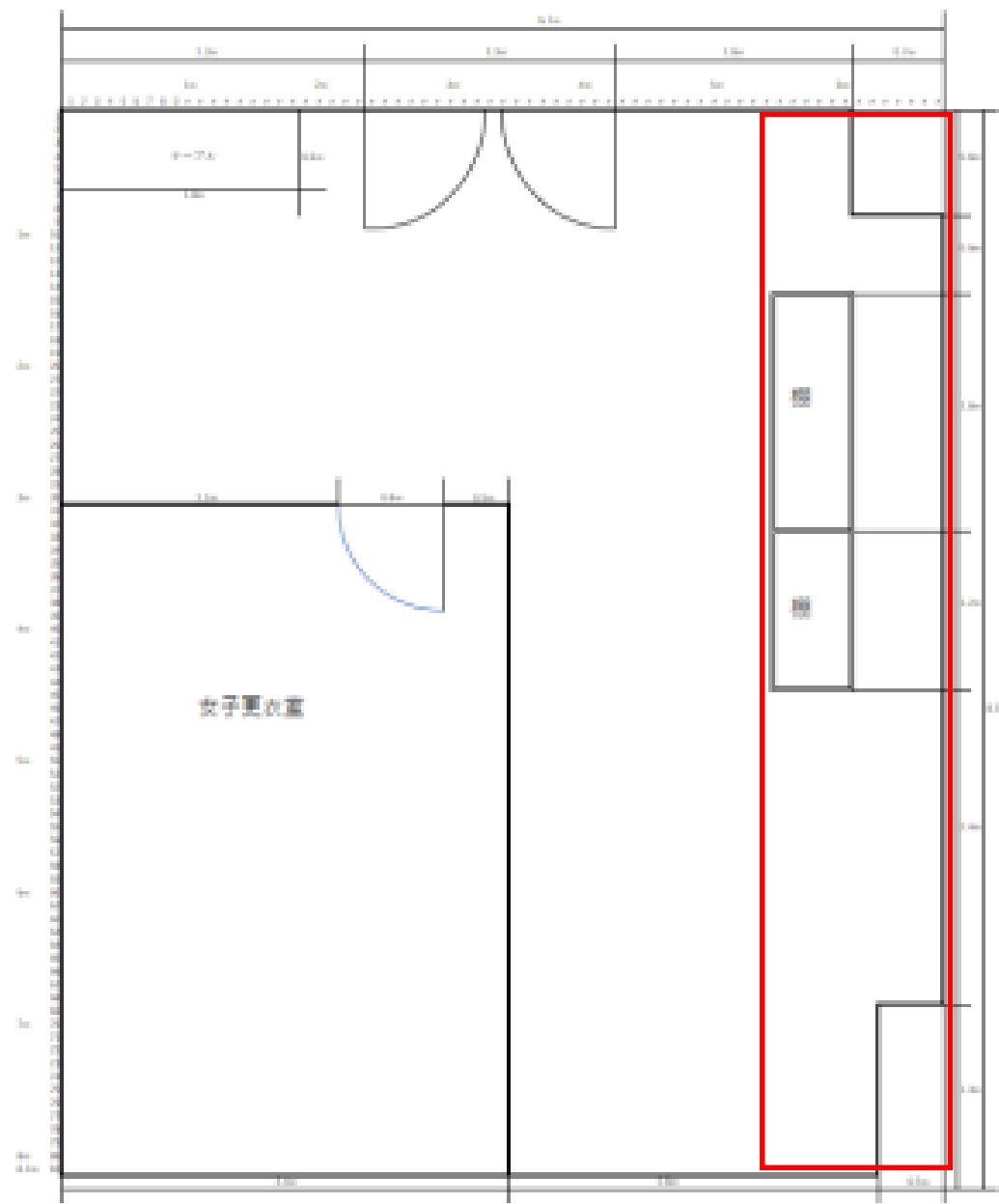
別図第 1

市ヶ谷記念館 1 階

□：展示室 1



市ヶ谷記念館 1 階
展示室 1



別図第 2

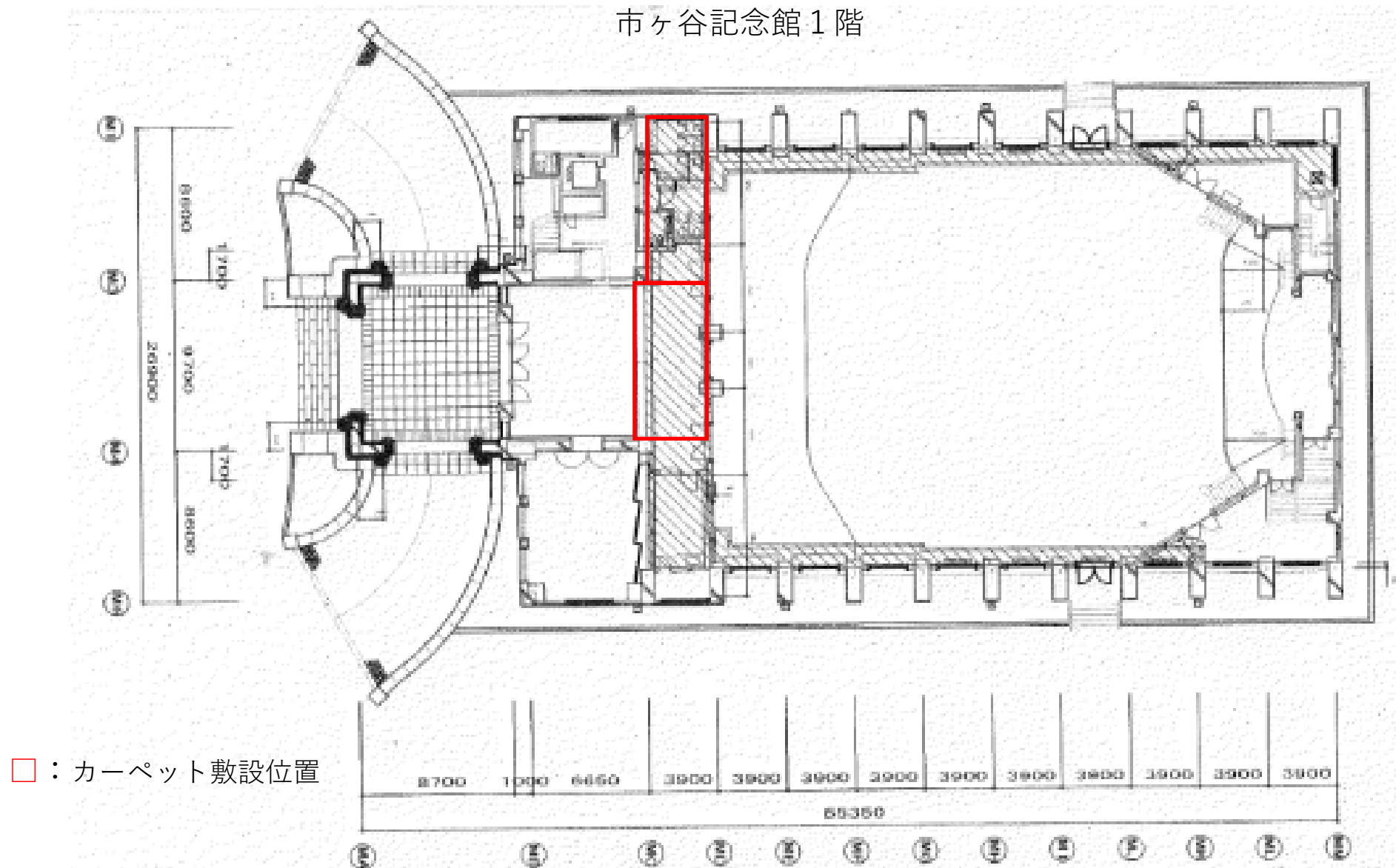
□：展示用パネル、棚
(撤去)

市ヶ谷記念館 1 階
展示室 1



- : 展示用パネル (撤去)
- : 棚 2 台 (撤去)

市ヶ谷記念館 1 階



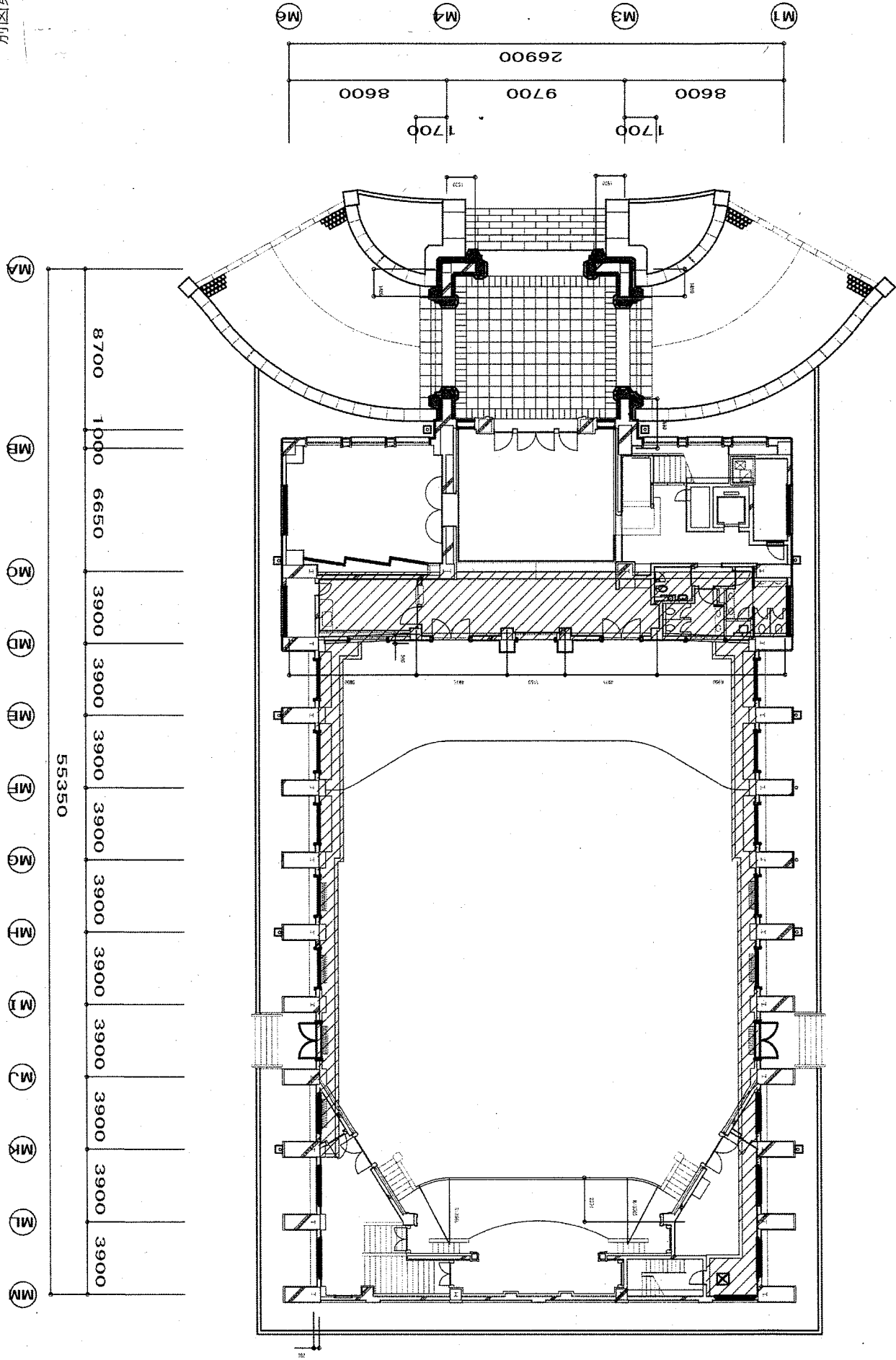
市ヶ谷記念館 1 階
大講堂前階段部
カーペット敷設イメージ



市ヶ谷記念館
車寄せ



● 屋外カメラ
設置箇所（イメージ）



Alpha net	No.	PROJECT					SUBJECT
		市ヶ谷記念館展示室1 レイアウト変更役務					
		展示用パネル一部撤去後図面					
P&ID 2023.04.03	PROJECT LEADER T. Okita	DATE 2023.04.03	SIZE A3	SCALE ≒1/200	BUILDING NAME		

DRAWN BY							